

小金井市立東中学校いじめ防止基本方針

小金井市立東中学校

本校では、「いじめのないまち 小金井宣言」「いじめ防止対策推進法」「東京都いじめ防止対策推進条例」および「小金井市いじめ防止基本方針」に基づき、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができることを目指して、以下の基本方針を定める。

1 いじめの定義といじめ防止への基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止への基本姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものであり、絶対に許されない人権侵害行為である。

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、速やかに解決するための対策を講じる。

2 日常の体制

(1) いじめを生まない、許さない学校作り

- ① 各教科・領域をはじめとするすべての教育活動で、いじめを生まない・許さない気持ちを育成する。
- ② 生徒会による「いじめは許さない」アピールの採択などの活動により、生徒の意識を高める。

(2) 生徒の保護と、主体的な取組への支援

- ① いじめを受けた生徒・保護者からの情報を確実に受け止め、すぐに事実を確認し、初期対応を行うとともに、生徒が安心して学校生活を送れる体制を作る。
- ② いじめを受けている生徒の周辺の生徒が、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えている可能性を認識し、情報を安心して伝えられるような体制をつくり、生徒の意識を高める。

(3) 教職員の指導力の向上と組織的対応

- ① 職員連絡研修会その他の研修を通して、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。
- ② 教員個人で対応するのではなく、学校全体で情報を共有し、組織的に対応する。

(4) 保護者・地域・関係諸機関との連携

- ① 保護者・地域の方の情報などからいじめの兆候を確実にとらえ、早期の対応を図る。
- ② 学区内小学校、教育委員会、民生児童委員等の関係諸機関との連携を密にし、問題の解決を図る。

3 いじめ防止等に関する取組

(1) 未然防止

- ① 道徳や各教科の学習において、自尊感情や自己肯定感を高め、人権尊重の意識を高める。
- ② あいさつ運動や教員の週番活動を通して、生徒の様子を観察し、小さな変化に気付く。

- ③ 生徒自らがいじめについて考え、いじめの防止を訴えるような取組を進める。
- ④ 生徒・保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を進める。
- ⑤ SNS(ツイッター等)の利用に伴うトラブルを防止するため、セーフティ教室との機会を利用して生徒・保護者への啓発活動を進める。

(2) 早期発見

- ① 学活・給食時や放課後に、生徒への声かけなどを通して、生徒の変化や気になる行動に気を配り、気がかりな情報を職員全体で共有し、早期発見の助けとする。
- ② 2ヶ月ごとにふれあいアンケートを実施し、気になる生徒との面談を実施する。
- ③ 保健室、教育相談室との連携を密にし、スクールカウンセラーと生徒の面談等による相談体制を充実する。
- ④ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有を進める。

(3) 早期対応

- ① いじめに関わる相談を受けたときには速やかに管理職等に報告し、事実を確認する。
- ② いじめの事実を確認したときは、速やかに対応の協議を行う。
- ③ 保護者との連携を密にし、事実関係の確認、指導助言に努める。
- ④ スクールカウンセラー等の教育相談関係機関と連携し、いじめをうけた生徒が安心して教育を受けられる環境を整備する。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念があるものについては、警察署と相談・連携のうえ適切に対処する。

(4) 重大事態への対応

① 重大事態の定義

- いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったとの申し立てがあった場合

② 重大事態への対処

- いじめられた生徒の安全を確保するとともに、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について、警察と連携する。
- 事実関係を明確にするために調査の実施、又は、関係機関の行う調査に協力する。
- 重大事態発生について速やかに市教育委員会へ報告する。

4 いじめ対策委員会

(1) 構成

校長・副校長・生活指導主任・教務主任・進路指導主任・学年主任・研究主任・養護教諭
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

(2) 役割

- いじめの実態把握の取り組みに関する立案、実施
- いじめ対応の検討・指示